

会 議 録

会 議 名 称	第4回 加古川市高齢者福祉計画及び加古川市介護保険事業計画策定委員会
開 催 日 時	令和2年11月18日(水) 午後2時から3時45分まで
開 催 場 所	加古川市青少年女性センター4階 大会議室
出 席 者	<p><委員>13名：伊藤委員、西村委員、山田委員、井上委員、船原委員 長谷川委員、久保委員、菅生委員、大野委員、川口委員 牧野委員、木村委員、末広委員</p> <p><事務局>福祉部次長 高齢者・地域福祉課 12名 介護保険課 7名</p>
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議事 (1) 計画(案)について (2) パブリックコメントの実施について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配 付 資 料	<p>1 次第</p> <p>2 計画(案)</p> <p>3 パブリックコメントの概要について</p>
傍聴者の数	なし

審議内容	
(委員)	<p>1 開会 (委員の出席状況) 審議会委員15名中、13名ご出席いただいていることから、策定委員会規則第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを確認。</p> <p>2 議事 (1) 計画(案)について</p> <p><事務局説明></p> <p>(質疑応答)</p> <p>資料1の37ページ、第3章「1. 基本理念」の上から5行目「中長期的な視点」、前回はこの前のところに「看取りの仕組みづくり」という記述が</p>

	<p>入っていたように記憶しているが、削除になっているので、どこか他の箇所に盛り込まれているのか。</p>
(事務局)	<p>削除した経緯については、事務局でもう一度検討した結果、文章中に突然看取りの仕組みづくりという表現が出てくるのは、少し違和感があると感じ削除した。第4章の74ページから75ページの「②医療・介護連携の強化」の「今後の取組の方向性」の中に、「看取りの仕組みづくり」についての記載を盛り込んでいる。</p>
(委員)	<p>資料1の37ページ下から8行目「ボランティアの見守り、介護職員のスキルアップなど」について、前回意見が出たように思うが変更されていない。91ページに似たような内容が記載されている。働く環境の改善や離職防止といったことも加えたほうがよいのでは。「介護職員のスキルアップ」だけでは、介護職員がもっと頑張らないといけないという表現に感じる。たとえば「介護職員のスキルアップ」という記述の前に、「働く環境の改善及び離職防止などを含めた介護職員のスキルアップ」といった表現にできないか。</p>
(事務局)	<p>介護職員のスキルアップについては、74ページから75ページの「②医療・介護連携の強化」で、「在宅看取りや人生会議の市民及び事業者への啓発」を事業取組の中に含まれていると考える。「働く環境の改善や離職防止などを含めた介護職員のスキルアップ」という表現については、再度検討する。</p>
(委員)	<p>「介護職員のスキルアップ」の表現では、質だけが問題という誤解を与えると困る。現場では、絶対数も足りていないが、数がそろえばよいというものでもない。質も絶対数もどちらも大事であると言った表現に変えてもらいたい。</p>
(委員長)	<p>委員のアドバイスを基に検討する。</p>
(委員)	<p>資料1の40ページ「各福祉分野の関係機関が連携」とあるが、各福祉分野の関係機関が連携ということは、これまでも数多くのところで触れられてきたかと思う。社会福祉協議会でも、連携というのは非常に難しいと感じている。制度を利用する時、市役所に相談しないといけないが、制度によって対応する担当課が変わる。このあたりの庁内の連携についても、可</p>

	<p>能であれば触れていただきたい。</p>
(事務局)	<p>庁内の連携については、委員の意見を参考に、表現を検討する。</p>
(委員)	<p>第4章の49ページ「(1) 地域社会への積極的な参加促進」の2行目、「生きがいをもつことが大切です」という記述がある。この中には、「就労」という言葉が出ている。就労は生きがいをもってする人もいれば、年金が少なくてやむを得ず働いている人もいる。「生きがい」というところが少し気になる。</p>
(事務局)	<p>「生きがいをもつことが大切です」という表現は、「自分らしく暮らしていくことは大切です」というような表現への変更を検討する。</p>
(委員)	<p>53ページ「②介護予防の普及啓発」の「今後の取組の方向性」で、3行目に「高齢者一人ひとりが介護予防活動の必要性に気づき」とあるが、この「必要性に気づき」という表現が少し気になる。「介護予防活動の必要性」という表現だと、介護というのは加齢に伴うところもあるので、年を取ることがいけないことと受け取られないように、「必要性」を「効果」や「重要性」など、他の表現に変更してはどうか。</p>
(事務局)	<p>「高齢者一人ひとりが介護予防活動の必要性に気づき」という表現については、「介護予防活動の重要性に気づき」のような表現に変更したい。</p>
(委員)	<p>59ページ1行目「②地域ぐるみの見守り事業への支援」の主な取組状況・実績で「社会福祉協議会が行っている～」の記載の中の「小地域福祉活動モデル地区指定事業」については、事業の見直しを進めているため、「小地域福祉活動」に修正をお願いしたい。</p> <p>また、「地域ぐるみの見守り相談事業」については、民生委員にお願いしている事業であるが、コロナ禍で事業の見直しについて検討しているため「見守り活動」に修正をお願いしたい。</p>
(事務局)	<p>「小地域福祉活動」「見守り活動」へ修正する。</p>
(委員)	<p>60ページ「①生活支援サービスシステムの整備」の下から8行目「すべ</p>

	<p>での圏域で設置します」という記載は目標に近いところだと思うので、「設置に努めます」や「設置を目指します」という表現に修正をお願いしたい。</p> <p>ささえあい協議会を進めていくには、コロナ禍で進めにくい現状や、また、地域の理解を得るのに苦慮している状況もあり、生活支援コーディネーターの拡充がないと難しいと考えている。</p>
(事務局)	<p>「ささえあい協議会を令和4年度までにすべての圏域で設置します」という言い切った表現になっているが、「設置を目指します」というような表現に変更したい。</p>
(委員)	<p>61 ページ「(3) 地域での多様な活動機会の提供」の下から4行目、「生活支援コーディネーターの育成に努めます」とあるが、育成について受託している社会福祉協議会としては、できれば「育成」ではなく「拡充」でお願いしたい。</p>
(事務局)	<p>「生活支援コーディネーターの育成」を「拡充」に変更するという提案をいただいたが、事務局としても、生活支援コーディネーターは経験や人脈のいる大変な仕事だと認識している。単に拡充して人数を増やすだけでよい仕事ができると考えていない。育成という表現だけでは伝わりにくいようであれば、全体的な表現の修正について検討する。</p>
(委員)	<p>73 ページ「(1) 地域包括ケア体制の深化・推進、連携の強化」の下から7行目「顔の見える関係づくり」について、2行下に「顔の見える関係性づくり」とあるが、あえて関係づくりと関係性づくりという使い分けがあるのであれば、意図を知りたい。</p>
(事務局)	<p>「顔の見える関係づくり」で統一する。</p>
(委員)	<p>81 ページ「⑥若年性認知症の人への支援」の「今後の取組の方向性」の3行目、「認知症疾患医療センター」という表記があるが、馴染みがないため、どこにあるのか分かればよいと感じた。</p>
(事務局)	<p>「認知症疾患医療センター」は、中央市民病院と、いるか心療所が指定を受けている。</p> <p>また、加古川市民が入院できる病院として、明石こころのホスピタルが</p>

	<p>あり、東播地域には現在3つの認知症疾患医療センターがある。</p> <p>この表現に関しては、具体的な病院名は入れずに、「疾患医療センターをはじめとする」という部分を削除し、「医療機関や地域包括支援センターなどとも連携しています」という表現に変更したい。</p> <p>認知症疾患医療センターについての記載は79ページ「③医療・ケア・介護サービスの充実」の中に記載したいと考える。</p> <p>認知症疾患医療センターは、国の大綱の中で国が進めていき、県が指定することになっており、市の役割として79ページ「今後の取組の方向性」に「認知症疾患医療センターなどの関係機関が連携して取り組んでいく」というような表現を検討する。</p>
<p>(委員)</p>	<p>86ページ「①防災・防犯対策の推進」「主な取組状況・実績」の4つ目、「防災に関する啓発や福祉避難所を出前講座で周知」とあり、続いて87ページ1行目に、「個別支援計画の作成」とある。福祉避難所は、周知だけではなく、個別支援計画と一体的でないとなら効果が得られないという印象がある。福祉避難所はあくまで二次避難所の位置づけと理解している。一次避難所に避難してから利用するイメージがある。</p> <p>兵庫県では個別支援計画に基づいて、福祉避難所に直接避難してもいい、という話を聞いたことがある。具体的にどのような周知をされ、今後どのような運用になるのかが気になる。所管が違うかもしれないが、可能であれば教えていただきたい。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>福祉避難所については、災害の避難にあたり、配慮の必要な方の避難所であり、これを必要な方に知っていただくことが非常に重要だと考えており、出前講座等を行っている。</p> <p>本市の考え方は、まず最寄りの一次避難所に避難し、そこから必要に応じて福祉避難所を開設し移っていただく。</p> <p>県の考え方は直接来ることもあるが、現在の協定内容では入所の判断は市の責任をもって行うということになっている。そのため、直接、福祉避難所に行くということは想定していない。</p> <p>個別支援計画の中で、この「福祉避難所に行く」と記載をするのは実際難しいと考えている。</p> <p>福祉避難所や、個別支援計画の考え方やあり方については、今後引き続き検討していく。</p>
<p>(委員)</p>	<p>90ページ「②成年後見制度の利用支援」の一番下「将来を見据えて市民後見、法人後見等の担い手の確保を目指します」とあり、この計画は3年間であるが、3年で「担い手の確保」というところまでは少し難しいと思う。</p>

	<p>「担い手の確保」ではなく、市民後見、法人後見についての理解促進、市民の方への理解促進が図れたらと思うので、「理解促進を図ります」の表現が妥当だと感じる。</p>
(事務局)	<p>国の基本計画では、「担い手の育成、活動の促進」と記載があるため、「市民後見、法人後見等の担い手の確保」と記載した。</p> <p>法人後見は、それなりの経験を必要とするといった記述もあるため、この記述に関しては、改めて検討したい。</p>
(委員)	<p>86 ページから 87 ページ「避難行動要支援者名簿に登録されている人」について、たとえば、成人でない障がい者で、人工呼吸器を装着している個別の処置の必要な人たちが、一般の避難所に避難するのか。</p>
(事務局)	<p>避難所については、まず最寄りの一時避難所に避難し、その中で個別に福祉避難所に行くべき方かを市で判断し、福祉避難所を開設するにあたり施設側と調整したうえで移動するという流れになっている。</p>
(委員)	<p>一般の避難所に、人工呼吸器など様々な器具を持って避難するのは不可能である。重度障がい等で、一般の避難所に行ける人とそうでない人とを区別すべきと感じる。</p>
(事務局)	<p>個別の避難については、個別支援計画の策定支援を次年度も検討している。ケアマネジャーや相談支援専門員、地域の自主防災組織などの関係機関と協働しながら、どこに避難するのか、どういう方法で避難するのかを調整し、個別計画の策定を進めることになる。</p>
(委員)	<p>人工呼吸器を装着されている方全員を、市民病院や医療センターで受け入れるのは不可能であり、一般の医療機関でも難しい。個別で対応していかないと、障がいのある子どもの保護者も困る。</p> <p>保健所は課題を把握している。医師会や小児科医も危惧しているため、福祉施設の具体的な検討を早急にしなければならない。毎年、加古川の土手すれすれまで水が上がってくるので、来年のそのような時期までには、今後、具体的な検討に入っていただきたい。県だけではどうにもならない面があるため、お願いしたい。</p>

(事務局)	<p>福祉避難所の詳しいマニュアルについても、未作成のところがあるため、協定している施設側との調整も図りながら、早急に検討する。</p>
(委員)	<p>私も防災対策に関しては、これでは不十分ではないかと感じる。86ページ「避難行動要支援者への同意確認に基づき、情報提供同意者の名簿を整理し、各单位町内会へ情報提供」とあるが、各单位町内会へ情報提供まではできている。</p> <p>私は民生委員なので、町内会から資料をいただき情報を把握しているが、具体的にどうすればよいのか、避難所に行くまでにどうすればよいかなどの指導がない。</p> <p>ささえあい協議会の中でも、防災のテーマは一番関心が高い。防災を切り口に、どのようにみんなの意識を高め、助け合っていくかを議論している。高齢者、疾患を持っている人など、避難行動要支援者名簿に登録されている人だけでも、どのようにその人たちを誘導していけばいいか指導が必要だと思う。そこで留まっていたら、前に進んでいかない。ここの表現が「情報提供」ではなく、「それを指導する」というような位置づけにしていただかないと、各单位町内会で進めていくのは大変なことである。</p> <p>我が事しか関心がない人が多い世の中において、要支援者をどのように見守っていくかという点が、ささえあい協議会の中では一番大きな課題になっている。このテーマに関しては何度も協議をし、良い解決策が見えてはいるが、実際には中々できない。そこを行政が進めていただけたらと思う。</p>
(委員)	<p>話がそれるかもしれないが、特養はほとんど福祉避難所になっている。現場では既に、障がいをお持ちの方から訓練参加の要望があり、訓練に参加していただいたというケースもある。福祉避難所の協定はあるが、堅苦しい協定になっている。</p> <p>受け入れ施設では、「もっとできることがあるのではないか」と考えているため、この協定書の内容を変更することは容易にできる。例えばエリア内に障がい者がいるなどの情報提供いただければ、事業所もどんなことができるか、色々提案できる。人材や車両等、必要なものがたくさんあるのでは。</p>
(事務局)	<p>避難行動要支援者がどう避難するかは、非常に重要な課題であると考えている。地域でどのような形で支援していくのか、行政がどう支援するか、ということに関してもまだ不十分なところがあるため、提案のあった協定についても、内容をもう少し柔軟に、それぞれの施設ごとに変えていくという考え方もある。</p> <p>いただいた意見について、危機管理部門と共有し、早急に検討したい。</p>

<p>(委員)</p>	<p>福祉避難所については、高齢者・地域福祉課と介護保険課だけでは対応が難しいところもある。人工呼吸器の非常用電源の補助がある市も聞いている。加古川市ではそのような事業がないため、障がい者支援課にも働きかけをお願いしたい。</p> <p>51 ページの「③雇用・就労相談への支援」の「主な取組状況・実績」の「無料職業紹介事業」とはどのような事業か。「シルバー人材センター」のように、実績がわかるのであれば、教えていただきたい。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>51 ページ「無料職業紹介事業」とは、市役所の生活福祉課で実施している、職業安定法に規定する無料の職業紹介事業である。生活保護を受けている方や生活困窮者の経済的自立や社会的自立を支援するため、その方の希望や特性にあった事業者を紹介するといった目的の事業であると聞いている。件数としては実際にマッチングできたものは少ないと聞いている。</p>
<p>(委員)</p>	<p>51 ページ「(2) 介護予防の健康づくりへの支援」のところで、「社会参加は健康を維持し、認知症等になるリスクを減少させ」という表現が気になる。</p>
<p>(委員)</p>	<p>「認知症等になるリスクを減少させる」という表現について、一般的に閉じこもりや社会から隔離されてしまうことが、認知症の重症化リスクに繋がる。</p> <p>配偶者を失うこと等から老年期のうつになり、その結果閉じこもりに繋がりが、認知症が進行することが少なくない。そのため、「社会参加」が勧められていると考える。</p>
<p>(委員)</p>	<p>54 ページ「③地域における介護予防への支援」の7行目「④リハビリテーション活動による支援」の「リーダーの後継者等の育成を図ります」について、唐突にでてきた印象がある。このような表現が前にあったのか。</p> <p>また、「日常生活を過ごす高齢者を増やす取組」と「通いの場の参加者同士が情報交換をできる場」について、これは、「日常生活を過ごす高齢者を増やす取組」と「通いの場の参加者同士が情報交換をできる場」の両方を提供するという言葉にかかっているのかわかりにくい。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ご指摘のあった 54 ページ「リーダーの後継者育成等」については、53 ページ「事業・取組の内容」の3つ目「住民主体で活動をする団体のボランティア等の育成支援」の具体的な内容である。</p> <p>通いの場の運営は、参加者だけではできない。ボランティアや、代表と</p>

なる人、お世話役の人等が必要である。いきいき百歳体操サポーター養成講座等で養成を行っているが、現状は通いの場の代表者1人が多くの役割を担っており、代表者が退いた場合に、後継者がでにくい状況がある。代表者1人で会を運営するのではなく、多くの人が役割を持つことで、代表者の負担軽減に繋がる。負担感を少なくすることで、後継者がしやすい。

また、代表者や参加者が集まる研修会・交流会を実施し、その中で後継者育成のための取組内容も含んだ、会の運営方法等を他の団体の方と情報交換することで、自分の団体の活動の参考になる部分がある。様々な取組を実施しながら、リーダーの後継者育成を図りたいという意味合いで記載した。

(委員)

66 ページ「①介護サービス基盤等の整備」の「今後の取組の方向性」の3行目「在宅生活を支える事業者への支援を実施します」とあるが、事業者への支援は、前回策定委員会で新規参入の事業者だけでなく、既存の事業者を含めた支援が必要という話があった。ここでいう事業者への支援とは、新規事業者だけなのか、既存の事業者だけなのか教えていただきたい。

(事務局)

「在宅生活を支える事業者への支援」については、新規も既存も含めて考えている。例えば、現在も実施しているが、独自報酬の加算制度を加古川市では実施しており、一部の地域密着型サービスで、通いや宿泊サービスを提供しない日に、訪問サービスや電話連絡によって見守りを行い、その内容を記録しているといった要件を満たした事業所には、介護報酬に上乘せして加算し、報酬を定めている制度がある。このような取組が、在宅生活を支えることに繋がると考える。

(委員)

76 ページ「③地域ケア会議の充実」の2行目に「介護支援専門員をはじめとする、医療、介護、福祉等の関係者の自立支援の視点を養うとともに」とあるが、「自立支援の視点」は医療、介護、福祉職にとっては基本的な視点だと思う。ここで敢えて表記されている意味を知りたい。

(委員)

ケアマネジャーは自立支援を念頭に置いて、ケアプランを立てている。しかし、1人1人の経験年数や力量等の差により、自立支援が目的になっていないケアプランが立案されている場合もあるが、全事業所は自立支援が目的となっているかチェックしている。

ケアプランを立てるにあたって、精神的な自立も身体的な自立も含めてケアマネジャーはプランを立てている。

そのため、自立の表記が少しわかりにくいいため、具体的に表記してもらえたら。今の表現では、自立支援についての視点がないように受け取られ

る可能性があるため、「さらなる」や「もう一步先のスキルアップのための」といったような表現はどうか。

また、加古川市の自立支援マネジメント会議は、包括が事例を提出するため、要支援1・2の人のみを対象とした会議になっている。そのため、検討が必要でない人について検討している場合もあることが課題であると感じている。

近隣の他の市町では要支援1・2に対象を限定していない市町もあるため、今後実施方法を検討して欲しい。

(委員)

加古川市の「自立支援の視点」について、行政と6包括とリハビリ専門職連絡会の代表として、一緒に地域ケア検討会議に出席し検討している。

加古川市バージョンの「自立」という言葉の意味を検討しており、一般的な自立とは、生活を1人で送れるという意味合いが強いかと思うが、そのような意味合いだけでなく、その人らしい生活ができるよう支援することや、強みを理解できるような働きかけをすることなどを考えている。

(委員)

「自立」という言葉はADLの自立という意味合いが強と思うが、自分を律する「自律」という記述も入れてはどうか。

(事務局)

「自立支援の視点」について、1行目にも「自立支援に資するケアマネジメントを強化します」と記載しており、この文章は75ページから続いている。

自立支援マネジメント会議について、先ほど委員からお話いただいたが、こちらの会議について、「自らが望む暮らしや、自らの強みを生かした暮らしをこれからも自身の力で継続できるよう、多職種協働により自立支援に資するケアマネジメントを強化します」と記載し、「自立支援」という言葉を定義している。

それは、先程委員の皆様からご意見をいただいたような視点で、こういったことを継続できるようにしていくこと、それがそれぞれの自立であるということで、文字では「自立」と書くが「自律」という意味も含めている。その支援に資するケアマネジメントの強化や自立支援の視点を養う、といった文章の流れになっている。この説明で、皆様のご意見が反映されているようであれば、この文章で記載し、わかりにくいようであれば、内容を検討する。

(委員)

自立支援マネジメント会議の中でスキルアップ研修を実施するということか。

<p>(事務局)</p>	<p>自立支援マネジメント会議の中でスキルアップ研修を実施するわけではなく、先程のお話でもあったケアプランチェックも含め、あらゆる場面でスキルアップを図っていくといった意味合いで捉えていただければ。</p>
<p>(委員)</p>	<p>説明を聞き、意味を理解したが、「養う」というとゼロからのスタートと捉えられないかを感じる。さきほど委員から発言があった、「さらなる」などの表現のほうがよいのではと感じた。</p> <p>災害時の個別支援計画も作成を介護支援専門員や障がいの相談支援専門員と一緒に作成するという話があった。</p> <p>ケアプランの中に個別支援計画も位置づけていくとなると、相当ケアマネジャーの負担が大きくなるを感じる。そのため「さらに」のような発展的な表現があればよいと思う。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>最後の「視点を養う」については、「医療、介護、福祉等の関係者の自立支援の視点をさらに深めていく」といった表現に変更する。</p>
<p>(委員)</p>	<p>79 ページの「④介護者への支援」の「主な取組状況・実績」について、「認知症の人と家族及びサポーターの会」と記載されているのは、「加古川認知症の人と家族、サポートの会（加古川元気会）」のことを指すのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>「認知症の人と家族及びサポーターの会」との表記は、元気会のみを指すものではない。</p> <p>元気会以外にも、「楽」や「たんぼぼ」、「くらげの会」など様々あり、そちらの団体へも活動支援もしているため、「認知症の人と家族の会等の」に表現を変更する。</p>
<p>(委員)</p>	<p>サポーターの存在も非常に重要であるため、「等」ではなく、サポーターを含む表現があれば、検討いただきたい。</p>
<p>(委員)</p>	<p>74 ページ「①地域包括支援センターの機能の充実」の「今後の取組の方向性」に記載のある、「保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種以外の専門職」とはどういう専門職を想定されているのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>精神保健福祉士の配置を考えている。他の自治体ではすでに配置しているところもある。</p>

<p>(委員)</p>	<p>86 ページ「①防災・防犯対策の推進」について、前年度は1つの町内会が手を挙げて個別支援計画の作成や避難訓練までの一連の流れを実施したが、今年度と来年度はコロナ禍でどのような体制で実施していくのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>県が実施している「防災と福祉の連携による個別支援計画促進事業」の中で、今年度はコロナ禍であるが、町内会を中心とした自主防災組織で手を挙げていただいたところを選定し進めているところである。具体的には、その中の避難行動要支援者で、特に避難に配慮が必要な方を選定し、ケアマネジャーや相談員等と連携し、個別支援計画を立てていくことを考えている。</p> <p>今年度と同様に次年度も進めていく方向で検討している。コロナ禍で大規模な避難訓練がしにくい部分はあるが、現在のところ、県からは現行のスキームで事業を実施すると聞いている。</p>
<p>(委員)</p>	<p>今年度も前年度と同じ内容で行うのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>どこの地区で行うか把握していないが、同じ内容で行うと担当部局より聞いている。</p>
<p>(委員)</p>	<p>96 ページ「①介護に携わる人の創出、育成」について、「(3) 介護や相談業務に携わる人への支援の充実」の文章中、「単に人材不足を解消するだけでなく、資質の向上を図ることが必要」とあるが、前回私が発言した資質の向上について、変更していただいたように思うが、人材不足も資質の向上もどちらも重大な問題だという意味合いで捉えたらよい。</p> <p>人材不足の解消が、難しい問題であると感じる。その状況で、「主な取組状況・実績」のところを見ると、「トライやる・ウィーク」における介護事業所での就労体験とあるが、これは中学生を対象にしたものである。</p> <p>「生活援助型訪問サービス」については、比較的介護度の軽い高齢者の方の支援という印象を受ける。「介護事業所における介護職の能力向上を図る」という表記は、今いる人材の質の向上だと思う。</p> <p>51 ページには「市庁舎内にハローワークによる介護事業所への就労に関する情報コーナーを設置」とあるが、この記載を96 ページの「介護に携わる人の創出・育成」のところへ移動してはどうかと考える。</p> <p>中学生が就労につながるまで待っては、間に合わない。現に困っている人材不足の解消について、具体的な記載がないと何もしていないように見えてしまう。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>新規での介護人材の参入というところは大切である。また、一度介護の現場を離れられた方に戻ってきてもらうこと、離職せず人材が定着するということが介護人材の不足の問題を解消していくことにおいては大事である。</p> <p>委員からいただいた意見を踏まえ、もう一度内容を検討する。</p>
<p>(委員)</p>	<p>兵庫県では、短時間の雇用（ボランティアのようなもの）になるが、試行的に近隣の高齢者を雇用し、続けられる人は継続して雇用するといった事業（ひょうごケア・アシスタント事業）がある。その内容をこちらに記載することも考えられる。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>そのような事業を兵庫県で実施されていることを認識している。兵庫県から制度の周知が不足しているので、市からも周知してほしいと聞いている。介護人材の不足の解消については、加古川市でできることもあるが、限られたことになってしまうため、国・県の制度を市からも情報発信していければと思っている。このことも含めて、記載内容を検討する。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>計画（案）について、本日の討議内容を加味し、事務局により修正した内容の確認を、委員長に一任いただけるかお諮りする。</p> <p>[委員全員賛成]</p> <p>(2) パブリックコメントの実施について</p> <p><事務局説明></p> <p>(質疑応答)</p> <p>3 その他</p> <p> 次回の開催日は、令和3年1月27日（水）午後2時からとする。</p> <p>4 閉会</p>